

# 【大阪市 平成 26 年度】

## 制度概要

平成26年度当初予算は「骨格予算」として編成されているため、補正予算の編成に伴い平成26年度の途中に補助内容等が変更となる可能性があります。

## らくらく耐震診断

型	耐震診断 【耐震診断費補助制度Ⅰ型】	パッケージ耐震診断 【耐震診断費補助制度Ⅱ型】
補助対象	<p>耐震診断のみの補助申請</p> <p>I型からⅡ型への変更はできません</p>	<p>耐震診断＋耐震改修設計の補助申請 (耐震改修工事の見積りを含む)</p> <p>Ⅱ型からⅠ型への変更は可能です</p>
申請者	<p>建物所有者 耐震事業者</p> <p>のどちらか</p>	<p>建物所有者のみ</p>
補助内容	<p>次のいずれかのうち、一番低い額が補助金額となります</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 耐震診断費の9/10</li> <li>● 1棟につき45,000円×戸数</li> <li>● 1棟につき180,000円</li> </ul> <p>なお、「補助対象となる耐震診断費」については、 1棟につき床面積1㎡あたり1,000円が限度額となります</p>	<p>&lt;耐震診断&gt;</p> <p>次のいずれかのうち、一番低い額が補助金額となります</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 耐震診断費の9/10</li> <li>● 1棟につき45,000円×戸数</li> <li>● 1棟につき180,000円</li> </ul> <p>なお、「補助対象となる耐震診断費」については、 1棟につき床面積1㎡あたり1,000円が限度額となります</p> <p>&lt;耐震改修設計&gt; <b>+</b></p> <p>次のいずれかのうち、一番低い額が補助金額となります</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 耐震改修設計費の2/3</li> <li>● 1棟につき100,000円×戸数</li> <li>● 1棟につき180,000円</li> </ul>
主な補助要件	<p>&lt;Ⅰ型・Ⅱ型 共通&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪市内にある民間住宅であること</li> <li>・ 平成12年5月31日以前に建築されたものであること</li> <li>・ 店舗等の用途を含む併用住宅は、半分を超える床面積が住宅であること</li> <li>・ 長屋・共同住宅は、原則として棟単位で申請すること (建物全体での耐震診断・耐震改修設計の実施となります。他の所有者・居住者と調整を行ってください。)</li> <li>・ 非木造住宅は、建築確認済証および検査済証の交付を受けていること</li> </ul> <p>&lt;Ⅱ型 のみ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震改修設計の補助については、耐震診断の結果、耐震性が不足していると判断されたものであること</li> <li>・ 住宅に面する道路等の幅が2.7m以上であること</li> </ul>	

※原則として、耐震改修設計のみの補助はありません。





Ⅰ型で補助を受けたのちに、耐震改修設計をする場合は設計費用が自己負担となります。

※3階建て以上の非木造共同住宅(マンション)については、制度の内容が異なります。

※紙面の都合上、省略している部分がありますので、詳しくは窓口までお問い合わせください。

平成26年度当初予算は「骨格予算」として編成されているため、補正予算の編成に伴い平成26年度の途中に補助内容等が変更となる可能性があります。

## なっとく 耐震改修

補助対象となる改修工事	木造住宅	① 各階とも <sup>(注1)</sup> に上部構造評点を	1.0 以上	とする耐震改修工事	
		② 各階とも <sup>(注1)</sup> に上部構造評点を	0.7 以上	とする耐震改修工事	
		③ 1階のみ <sup>(注1)</sup> 上部構造評点を	1.0 以上	とする耐震改修工事	
		④ 1階の寝室等の 1部屋 に	シェルター	を設置する耐震改修工事 <sup>(注2)</sup>	
	非木造住宅	⑤ Is(構造耐震指標) <sup>(注3)</sup> の値を	0.6 以上	とする耐震改修工事	
申請者	建物所有者のみ				
補助内容	<p>次のいずれかのうち、一番低い額が補助金額となります</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 耐震改修工事費の1/2</li> <li>● 1棟につき100万円×戸数</li> </ul> <p>なお、「補助対象となる耐震改修工事費」については、          木造住宅：1棟につき床面積1㎡あたり33,500円          非木造住宅：1棟につき床面積1㎡あたり48,700円          が限度額となります</p>				
主な補助要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪市内にある民間住宅であること</li> <li>・ 耐震診断の結果、耐震性が不足していると判断されたものであること</li> <li>・ 平成12年5月31日以前に建築されたものであること</li> <li>・ 住宅に面する道路等の幅が2.7m以上であること</li> <li>・ 店舗等の用途を含む併用住宅は、半分を超える床面積が住宅であること</li> <li>・ 長屋・共同住宅は、原則として棟単位で申請すること（④のシェルターを除く）              （建物全体での耐震改修工事の実施となります。他の所有者・居住者と調整を行ってください。）</li> <li>・ 非木造住宅は、建築確認済証および検査済証の交付を受けていること</li> <li>・ 建物所有者の年間所得が1,200万円以下であること</li> <li>・ 市民税・固定資産税・都市計画税を滞納していないこと</li> </ul>				

※3階建て以上の非木造共同住宅(マンション)については、制度の内容が異なります。

※紙面の都合上、省略している部分がありますので、詳しくは窓口までお問い合わせください。

- 注1 上部構造評点とは、建築物の構造強度を示す指標の一つです。
- ・ 評点1.5以上 ⇒ 倒壊しない
  - ・ 評点1.0以上～1.5未満 ⇒ 一応倒壊しない
  - ・ 評点0.7以上～1.0未満 ⇒ 倒壊する可能性がある
  - ・ 評点0.7未満 ⇒ 倒壊する可能性が高い
- 注2 国土交通省、公的機関（一般財団法人日本建築防災協会、一般財団法人日本建築総合試験所等）又は都道府県等の確認又は評価を受けた耐震シェルターを設置する耐震改修工事をいいます。
- 注3 構造耐震指標とは、建築物の構造強度を示す指標の一つです。
- ・  $I_s$  値0.6以上⇒大地震時に倒壊し、又は崩壊する危険性が低い
  - ・  $I_s$  値0.3未満⇒大地震時に倒壊し、又は崩壊する危険性が高い

## 耐震改修促進税制のご案内

一定の要件を満たす耐震改修工事を行った場合、所得税額の特別控除及び固定資産税額の減額措置の適用対象となります。

	所得税控除	固定資産税減額措置
対象となる 既存住宅の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己の居住の用に供する家屋であること</li> <li>・ 昭和56年5月31日以前に建築されたものであること</li> <li>・ 現行の耐震基準に適合しないものであること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昭和57年1月1日以前から所在する住宅であること</li> <li>・ 人の居住の用に供する部分が延べ面積の2分の1以上であること</li> </ul>
住宅耐震改修 の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の耐震基準に適合させるための耐震改修工事<sup>※1</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の耐震基準に適合させるための耐震改修工事<sup>※1</sup></li> <li>・ 耐震改修に要した費用の額が「50万円超/戸<sup>※3</sup>」</li> </ul>
手続き	必要書類 <sup>※2</sup> を添付して税務署へ申告	耐震改修が完了した日から3ヶ月以内に必要書類 <sup>※2</sup> を添付して市税事務所へ申告
お問合せ先	税務署（管轄地域があります）	家屋のある区を担当する市税事務所

※1 P2「補助対象となる耐震改修工事」①又は⑤に該当し、かつ、地盤及び基礎が安全であること等の要件があります。詳しくは窓口までお問い合わせください。

※2 「耐震改修証明書」等が必要となります。同証明書の発行については、窓口までお問い合わせください。なお、建築士事務所に所属する建築士でも、発行できます。

※3 平成25年3月31日までに契約した工事については、「30万円以上/戸」となります。